

DPC データ提出の現状について

1. データ提出加算の概要

- (1) 平成 22 年改定において、正確なデータ提出に係る評価を行う、「データ提出係数」が機能評価係数Ⅱとして導入された。
- (2) 平成 24 年度改定において、出来高報酬体系のデータ提出加算創設を踏まえ、従前のデータ提出係数については、データ提出手順の評価部分を機能評価係数Ⅰ「データ提出加算 1」に、データの質の評価部分を機能評価係数Ⅱ「データ提出係数」に整理された。
- (3) データ提出に遅滞等が認められた場合は、当該加算を減じる等の措置が講じられている。
- 〈平成 23 年度措置〉
提出月の翌々月に「データ提出係数」を 50%・1ヶ月間、減じる。
- 〈平成 24 年度措置〉
提出月の翌々月に「データ提出加算 1」を 1ヶ月間、算定できない。

2. データ提出の遅延状況

これまでのデータ提出遅延の状況は次の通り

遅延理由	減算対象年月											計
	23 08	23 09	23 10	23 11	23 12	24 01	24 02	24 03	24 04	24 05	24 06	
提出日超過	6	10	7	2	1	6	3	5	2	2	4	48
提出方法不備	0	0	0	1	2	0	1	0	4	4	5	17
データ提出不備	0	0	2	5	1	5	0	3	8	3	3	30
月分計	6	10	9	8	4	11	4	8	14	9	12	95

※遅延理由について

提出日超過

- ・定められた提出期限までにデータの提出がされていない。

提出方法不備

- ・定められた要件を満たす方法でデータが提出されていない。
 - 要件① 「提出日」及び「配達状況」がインターネット上で送付側（医療機関）・受領側（DPC 調査事務局）の双方で確認できる方法であること。
 - 要件② 対面による受け渡し時、双方のサインが必要となる方法であること。

データ提出不備

・定められた形式でデータが提出されていない。(提出すべきデータ格納されていない、または不足している場合を含む。)

※複数回提出遅延のあった病院

3病院については2回提出の遅延がある。

A病院(提出日超過、データ提出不備)

B病院(提出方法不備×2)

C病院(データ提出不備×2)

3. データ提出遅延に関する対応(案)

以上のような現状と、以下のような観点から、DPC対象病院、DPC準備病院及び「データ提出加算」を算定する出来高算定病院への周知と注意喚起を改めて行ってはどうか。

- ・データ提出遅滞による減算の措置が導入され11ヶ月が経過しているが、提出遅延の発生件数に減少がみられない。
- ・平成24年度より、DPC対象病院ではないDPC準備病院、出来高算定病院についても、DPCフォーマットデータを提出した場合の評価が行われることになり、データ提出加算の算定病院が増加すること。
- ・遅延原因の多くが単純なミスや認識不足によると考えられること。

(参 考)

中医協 総-3-6
23.9.7

診調組 D-2
23.8.31

データ提出係数の運用について (案)

1. 平成 22 年改定において、正確なデータ提出に係る評価を行う「データ提出係数」が機能評価係数Ⅱとして導入され、周知期間を経て、平成 23 年度から、データ提出期限までに提出を行わない医療機関に対し、当該医療機関のデータ提出係数を 1 か月間減じる措置が講じられているところ。

<参考 1> 平成 22 年度改定で設定されたデータ提出係数の評価方法(抜粋)

「データ提出の遅滞」については翌々月に当該評価を 50%・1ヶ月の間、減じる。

<参考 2> これまでデータ提出係数が減算となった事例の概要

提出期限	医療機関数	データ提出が遅れた主な理由
6 月 22 日	6 病院	事務担当者のミスによるもの (5 病院)
		郵送手続きの遅れ (5 病院)
		データ作成の体制に起因するもの (1 病院) 診療情報管理士が退職したことによりデータ作成・確認業務が遅れた (1 病院) <u>※後任の診療情報管理士を採用し、7 月提出データから通常どおり提出されている。</u>
7 月 22 日	10 病院	事務担当者のミスによるもの (10 病院)
		郵送手続きの遅れ (1 病院)
		提出すべきデータ (の一部) が保存されていなかった (9 病院)

2. この運用について、各医療機関からのデータ提出状況を確認するための手続きが明確になっていなかったことから、今後のデータ提出に当たっては、以下のような手順(要件)を設定・周知し、提出の判定方法等を明確化する。

【データ提出方法の要件】

- ① 「提出日」及び「配送状況」がインターネット上で送付側(医療機関)・受領側(DPC調査事務局)の双方で確認できる方法であること。
- ② 対面による受け渡し時、双方のサインが必要となる方法であること。

<参考3>具体的な提出方法の例（平成23年8月1日時点）

配達事業者	配達形態	可否	満たしていない要件
佐川急便株式会社	飛脚メール便	×	②
	宅配便・航空便	○	
	飛脚特定信書便	○	
	飛脚ジャストタイム便	○	
西濃運輸株式会社	宅配便・航空便	○	
日本通運株式会社	宅配便・航空便	○	
福山通運株式会社	宅配便・航空便	○	
ヤマト運輸株式会社	クロネコメール便	×	②
	宅配便・航空便	○	
郵便事業株式会社	普通郵便	×	①、②
	特定記録郵便	×	②
	簡易書留	○	
	書留	○	
	ゆうパック	○	
	新特急郵便（普通）	×	②
	新特急郵便（書留）	○	
	モーニング10（普通）	×	②
	モーニング10（書留）	○	
	レターパック350	×	②
	レターパック500	○	
	エクスパック500	○	
	ポストパケット	×	②

※配達事業者のサービス内容や条件の変更に伴い、今後、適宜更新